

○西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱

西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱

第 1 設置

西東京市における農業施策を計画的に推進するために策定した西東京市農業振興計画（以下「振興計画」という。）を円滑に推進するため、西東京市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事項

委員会は、振興計画を推進する事項について検討し、市長に報告する。

第 3 委員会の構成

委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 農業団体の職員 2人以内
- (3) 農業関係者 4人以内
- (4) 市民 3人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

第 4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 委員長等

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第 8 謝金

市長は、第 3 第 5 号に規定する関係行政機関の職員を除く委員が委員会に出席したときは、謝金を支給する。

第 9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月29日から施行する。